【お願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 事前に書面(郵送)またはインターネットに より議決権を行使いただき、当日のご来場を お控えいただきますようお願い申し上げま す。

この趣旨に鑑み、お土産のご用意はございません。

【ライブ配信のご案内】

インターネットで株主総会の模様を映像と音 声でライブ配信します。

具体的な視聴方法につきましては、本招集ご 通知6頁に記載の「インターネットによるラ イブ配信のご案内」をご参照ください。

株式会社 日 新

証券コード:9066

第112期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月23日 (水曜日) 開会 午前10時

開催場所

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル9階 横浜シンポジア

目次

	休土総云拍集と週丸
株主総会参考	行きを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役(監査等委員であるもの
	を除く。) 6名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選
	任の件
第4号議案	取締役(社外取締役および監査
	等委員であるものを除く。)に
	対する譲渡制限付株式の付与の
	ための報酬決定の件
事業報告 …	21
連結計算書類	į······ 41
計算書類 …	44
監査報告書·	47
株主通信(こ	."参考) 52

株 主 各 位

横浜市中区尾上町6丁目81番地

株式会社 日 新

代表取締役社長 筒 井 雅 洋

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を可能な限りお控えいただき、書面または電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を行っていただきますようご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月22日(火曜日)午後5時45分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、または2021年6月22日(火曜日)午後5時45分までにインターネットウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、**株主総会の模様につきましては、ライブ配信によりご覧いただけます**。具体的な視聴方法につきましては、本招集ご通知6頁をご参照ください。ライブ配信では、議決権のご行使およびご意見・ご質問等を承ることはできませんが、ご理解をお願い申し上げます。

敬具

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。そのため、当日ご来場いた だきましても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

- **1. 日 時** 2021年6月23日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 9 階 横浜シンポジア
- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項 1. 第²
 - 1. 第112期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類なら びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第112期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第 4 号 議 案 取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬決定の件

監査報告

4. 議決権の行使について

議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nissin-tw.com/) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の 一部であります。

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nissin-tw.com/)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト(https://www.nissin-tw.com/)でお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。 また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月23日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)



書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月22日 (火曜日) 午後5時45分到着分まで



インターネットにより議決権を行使される場合

当社**議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/)** にアクセスしていただき、行使期限までに替否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。



行使期限

2021年6月22日(火曜日)午後5時45分送信分まで

システム等に関する お問い合わせ 三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (受付時間:午前9時~午後9時)

- ■書面とインターネットを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。
- インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
- ■代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、**当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月22日 (火曜日) 午後5時45分送信分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。



同封の議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は 1回に限ります。

> 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

- ●2回目以降のログインの場合
- ●スマートフォンの機種によりQRコードでログインが できない場合

次頁へ

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

● MUFG =	菱UFJ信託銀行
- 三菱UFJ信託銀行 ホームページ	株主総会に関するお手続きサイトへようこそ (株主名簿管理人)三妻UFJ個形版行版券代行部
ホームページ 諸届用紙等のご請求)	本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用用力イト)をご覧ください。
	本サイト利用規定 本サイト利用ガイド
5問合せ先	上記記載内容をご了乗される場合は、右の「次の画廊へ」をクリックしてください。 次の画面へ
E覇UFJ信託銀行 I券代行部 株主総会に関する 主導機サンに係	なお、本サイトは午前2時から午前5時までの間、保守・点株のため取扱いを休止させていったぎますことをあらかじめこ了承ください。
	「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された 「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインD、バスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。 (4桁区切りで入力してください) ログインID 「一」 - 「 ー」 (半角)	
バスワード または仮バスワード (半角)	ログイン
バスワードを変更される場合は、ログイン回および現在ご登録されている バスワードをご入力のうえ、「バスワード変更」を選択してください。	パスケート変更
入力して「ログイン」をクリック	

3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」 「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力 新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

現在のバスワード 新しいバスワード 新しいバスワード(確認用)	(半角) (半角) (半角)	送信
くご注意ください> 新しいバスワードは8文字以上12文字以内で、3種類を全て今めて半角で入力してください。	、英字、数字、記号の	
「送信」をク	リック	

以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使

議決権行使サイトへアクセスする



https://evote.tr.mufg.jp/

セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

【ご注意事項】

- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金等) は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、2021年6月22日(火曜日)午後5時45分送信分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権の行使システム等に 関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

インターネットによるライブ配信のご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1 当社の指定する下記ウェブサイトにアクセスしてください。

配信日時

2021年6月23日 (水曜日) 午前10時~株主総会終了時刻まで配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分ごろに開設予定です。



配信URL

https://v.srdb.jp/9066/2021soukai/

2 ログインIDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従いログインIDおよびパスワードをご入力ください。

ログインID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている 株主番号

パスワード

株主様のご登録住所の郵便番号(ハイフン不要)

3 ログインボタンをクリックし、ご利用ください。

<ライブ配信ご視聴に当たってのご注意事項>

- ライブ配信をご視聴の株主様からは当日の議決権行使およびご意見・ご質問等を承ることができません。議決権行使をされる場合は、本招集ご通知3頁から5頁をご覧のうえ書面またはインターネットにより事前にお済ませください。
- ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- 株主IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化や取締役会の監督機能強化を進めており、それに伴い現行定款第20条第1項の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数について、「15名以内」から「10名以内」に減員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第20条 当会社の取締役(監査等委員であるものを	第20条 当会社の取締役(監査等委員であるものを
除く。)は、 <u>15</u> 名以内とする。	除く。)は、 <u>10</u> 名以内とする。
2 当会社の監査等委員である取締役(以下、	2 当会社の監査等委員である取締役(以下、
「監査等委員」という。)は、4名以内と	「監査等委員」という。)は、4名以内と
する。	する。

監査報告

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。以下、本議案について同じ。)全員(8名)は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について、指名報酬委員会における議論を踏まえ、各候補者の資質および取締役会の構成等の観点から検討を行った結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任であると判断しているとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

o い まさひろ **持 雅洋**

所有する当社株式の数

再任

(1953年2月25日生)

50,720株



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4 月 大阪商船三井船舶㈱入社

1986年7月 当社入社

1993年 6 月 当社取締役

2001年4月 当社常務取締役

2005年6月 当計専務取締役

2007年6月 当社代表取締役副社長

2008年6月 当社代表取締役社長業務執行責任者

2019年6月 横浜航空貨物ターミナル㈱代表取締役社長(現在)

2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在)

■取締役候補者とした理由

代表取締役社長として当社グループのグローバル化を推進しております。これまでの業務執行責任者としての経験と実績を、当社グループの持続的企業価値向上に活かすため、取締役候補者といたしました。

わた なべ

じゅんいちろう

所有する当社株式の数

6.600株

再仟

再仟

淳一郎 (1956年5月30日生)



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 ㈱三和銀行入行

2009年11月 当社入社

2010年6月 当社執行役員

2012年6月 当社取締役執行役員

2012年10月 当社取締役常務執行役員

2016年 4 月 当社取締役専務執行役員

2020年4月 当社社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当(現在)

2020年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在)

■取締役候補者とした理由

営業部門や企画、管理部門の責任者として経営に携わり、営業本部長、社長補佐として当社グループの収 益力向上に取り組んでおります。金融業界に関する知見と、これまでの当社における営業本部長としての実 績をさらに高めるべく、取締役候補者といたしました。

まさ たか つつ い 筒井 昌隆

所有する当社株式の数 (1967年10月10日生)

10.588株



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社

2011年 4 月 当社人事部長

2013年 4 月 当社執行役員

2014年6月 当社取締役執行役員

2016年 4 月 当社取締役常務執行役員

2020年 4 月 当社取締役専務執行役員(現在)

2020年 4 月 当社事業本部長 (現在)

■取締役候補者とした理由

通関部門や人事部門を中心に豊富な経験と見識を有し、通関業務のグローバル化への対応や人材育成の確 保にも努めております。これまでの管理、営業部門に関する経験と、通関業務に関する見識を活かし、事業 部門の収益拡大を図るべく、取締役候補者といたしました。

4

いしゃま ともなお 石山 知直

(1959年2月28日生)

4,620株

所有する当社株式の数



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月 当 计入 计

2010年 4 月 当社監査部長

2011年 4 月 当社経理部長

2014年 4 月 当社執行役員

2015年 6 月 当社取締役執行役員

2017年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在)

2020年 4 月 当社AEO統括室、経営企画部、業務管理室、経理部、関係会社

管理室担当(現在)

■取締役候補者とした理由

長年にわたり経理・財務部門に携わり、豊富な経験を有し、コンプライアンスの推進にも努めております。これまでの経験と財務、会計に関する知見を活かし、さらなる内部統制、リスク管理の強化を図るべく、取締役候補者といたしました。

5

とりょ せいじ

(1954年7月4日生)

5.900株

所有する当社株式の数

再任

再仟



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 当社入社

2006年 4 月 香港日新社長

2009年 4 月 当社中国事業部長

2012年6月 当社執行役員

2015年 4 月 当社常務執行役員

2015年 4 月 当社関西支社長

2017年 6 月 当社取締役常務執行役員(現在)

2021年4月 特命担当 (業務高度化、旅行事業)、兼総合営業第三部、ビジネスソリューション営業部、国際営業第一部、国際営業第二部、国際営業第三部管掌 (現在)

■取締役候補者とした理由

国内外で国際物流業務に携わり、中国における子会社マネジメントや豊富な実務経験を有しております。 これら経験を活かし、さらなる営業拡大や、特命事項として業務高度化の推進、旅行事業の強化等を図るべ く、取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数 1.600株

再任

社外取締役 独立役員

(1948年12月5日生)



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 大蔵省入省

1992年6月 アジア開発銀行理事

1998年 6 月 横浜税関長

2007年6月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱取締役

2008年 4 月 三井住友海上火災保険㈱取締役常務執行役員

2014年 4 月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱取締役 副社長執行役員

2014年 4 月 三井住友海上火災保険㈱副社長執行役員

2016年 4 月 ㈱インターリスク総研取締役会長

2018年10月 当社顧問

2019年 4 月 (㈱東海東京調査センター取締役会長(現在)

2019年6月 当社取締役(現在)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤本進氏は、長年にわたる行政官および企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から、これら経験や見識、知見を活かした意見、助言を期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 筒井雅洋氏は2019年6月より、横浜航空貨物ターミナル㈱の代表取締役を務めております。横浜航空貨物ターミナル㈱と当社との間には、航空貨物上屋業務等の取引があり、その支払額は年額33百万円となっております。
 - 3. 藤本進氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤本進氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 4. 藤本進氏は現在当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 - 5. 藤本進氏は2016年6月まで、MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱の取締役を務めておりました。MS&ADインシュアランスグループと当社との間には、海上保険等の取引がありますが、その取引額は1億円未満であり、僅少であります。
 - 6. 藤本進氏は2019年6月まで当社顧問を務めておりましたが、当社・当社子会社の業務執行を行ったことはなく、同氏の有する経験・見識に基づく経営への助言をいただくことを目的としたものであります。
 - 7. 藤本進氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 8. 当社は、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者は既に本保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。本保険契約は2022年2月に更新の予定であります。

計算書類

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社の取締役(退任した元役員を含む)、執行役員、管理職従業員(※)

- ※会社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者 (当社の場合、部(店・室)長の者))
- ②被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- ③填補の対象となる保険事故の概要 被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害 賠償金および争訟費用)について補填されます。
- ④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置 被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされ ない旨の免責条項が付されております。また、本保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責 金額が設定されているため、損害額のうち当該免責金額分については填補されません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結のときをもって任期満了と なります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたい と存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふじ ね

つよし 剛

(1955年6月11日生)

所有する当社株式の数

3.200株

社外取締役 独立役員

再任



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 ㈱横浜銀行入行

2004年12月 同行コンプライアンス統括部長

2005年6月 同行監査部長

2010年3月 ㈱さいか屋取締役常務執行役員

2013年6月 当社常勤監査役

2014年5月 日新航空サービス(株)監査役(現在)

2015年5月 日中平和観光㈱監査役(現在)

2015年6月 当社取締役監査等委員(常勤)(現在)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤根剛氏は、銀行業界を中心に幅広い経験と経営に関する高い見識や、中小企業診断士としての財務に関 する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立し た立場から、これら経験や見識、知見を活かした意見、助言を期待しております。

2 増田 文彦

(1951年12月20日生)

所有する当社株式の数 **2,000株**

再任

社外取締役 独立役員



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4 月 横浜市役所入庁

2003年 4 月 同市港湾局港湾経営部長

2004年 4 月 同市港湾局国際競争力強化担当政策専任部長

2009年 4 月 同市経済局市場担当理事

2012年 6 月 神奈川臨海鉄道㈱横浜支社長

2016年 6 月 同社専務取締役営業推進部長

2017年 6 月 当社取締役監査等委員 (現在)

2017年 7 月 神奈川臨海通運㈱取締役相談役 (現在)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

増田文彦氏は、長年にわたる港湾行政における豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から、これら経験や見識、知見を活かした意見、助言を期待しております。

(1967年10月10日生)





■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 中央新光監査法人入所

1994年3月 公認会計士登録

2006年9月 あらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人) 入所

2012年8月 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長

2012年10月 東北大学大学院経済学研究科(会計大学院)教授(現在)

2020年 1 月 小粥純子公認会計士事務所開設 (現在)

2020年 3 月 税理士登録

2020年 4 月 竹内絢子税理士事務所入所(現在)

2020年12月 日本調理機株式会社取締役監査等委員(社外取締役)(現在)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小粥純子氏は、社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および 税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する幅広い知見と、豊富な経験を有して おり、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から、これら経験や見 識、知見を活かした意見、助言を期待しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 藤根剛氏、増田文彦氏および小粥純子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤根剛氏と増田文彦氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 3. 藤根剛氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は本総会終結のときをもって6年となります。
 - 4. 増田文彦氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は本総会終結のときをもって4年となります。
 - 5. 小粥純子氏の選任が承認された場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 - 6. 藤根剛氏は2013年6月まで当社の特定関係事業者である㈱横浜銀行の業務執行者でありました。
 - 7. 藤根剛氏と増田文彦氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 8. 小粥純子氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 - 9. 当社は、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。藤根剛氏、増田文彦氏は既に本保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。小粥純子氏の選任が承認された場合、同氏は本保険契約の被保険者に含められることとなります。本保険契約は2022年2月に更新の予定であります。

監査報告

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社の取締役(退任した元役員を含む)、執行役員、管理職従業員(※)

- ※会社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者 (当社の場合、部(店・室)長の者))
- ②被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- ③填補の対象となる保険事故の概要 被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害 賠償金および争訟費用)について補填されます。
- ④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置 被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされ ない旨の免責条項が付されております。また、本保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責 金額が設定されているため、損害額のうち当該免責金額分については填補されません。

第4号議案 取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額は、2015年6月24日開催の第106期定時株主総会において、年額360百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役(監査等委員であるものを除く。)は8名(うち社外取締役1名)でありますが、第2号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員であるものを除く。)は6名(うち社外取締役1名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数そ

の他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、また、本議案に基づき付与する本譲渡制限付株式の、発行済株式総数に占める割合は0.24%(10年間に亘り、本譲渡制限付株式の上限となる株数を発行した場合における、発行済株式総数に占める割合は2.46%)とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく、本譲渡制限株式の付与は相当であると考えております。

なお、監査等委員会からは、本議案について、指名報酬委員会における議論を踏まえ、当社の 持続的成長と企業価値向上に向けた動機付けの効果、現金報酬と自社株報酬の設定割合等の観点 から検討を行った結果、本議案の提案内容は妥当であると判断しているとの意見表明を受けてお ります。

【本割当契約の内容の概要】

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)の割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した時点の直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

2. 退任時の取扱いおよび無償取得

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了または死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、対象取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合にも、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

上記1.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、上記2. に定める任期満了または死亡その他の正当な理由

により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に上記2. に定める任期満了または死亡その他の正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1.の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

<取締役(監査等委員であるものを除く。)報酬について(第4号議案承認後の基本方針)>

本総会において、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の新たな基本方針は以下のとおりとなります。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績向上への貢献意欲を高めるための変動報酬としての賞与および譲渡制限付株式報酬で構成する。

これらの報酬の比率は、目指す水準として、凡そ基本報酬7:変動報酬としての賞与2:

株式報酬1とする。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

2. 取締役の報酬の決定

- (1) 基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役位、外部調査機関の経営者報酬調査データ等を参考に作成された原案を、社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である指名報酬委員会で審議した後、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重の上、決定する。
- (2) 賞与については、支給額は、予め定める連結業績指標に応じた支給基準に基づき、業績達成度合いに応じて、基本月額報酬の0~6ヶ月分の範囲で変動するものとし、一定の時期に支給する。算定された賞与総額および各取締役への配分案について指名報酬委員会で審議した後、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重の上、決定する。
- (3) 非金銭報酬等は株式報酬とし、当社の持続的な成長を図るための中長期的なインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限株式を付与する。
- 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的 内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各 取締役の賞与の配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案の諮問、答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申を尊重の上、決定しなければならないこととする。

以上

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、中国、東南アジア諸国で回復が見られたものの、新型コロナウイルス (以下「新型ウイルス」) 変異種発生やワクチン普及の地域差もあり、感染拡大懸念が依然継続し、世界的な生産活動の回復には至りませんでした。わが国においても、4月~6月期にGDP 成長率が大きく落ち込み、その後プラス成長に転じたものの、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社グループにおいては第1四半期に貨物量、旅客数が大きく落ち込みましたが、7月より徐々に貨物量が回復し、その後もグループ全体での集荷努力により10月以降も増加傾向が継続しました。一方、旅行事業においては、人件費、経費の抑制等更なる固定費削減に努めましたが、渡航制限と国際線減便の状況に大きな変化は無く、厳しい経営環境が継続しました。

これらの結果、当期における売上高は前期比21.0%減の155,915百万円、営業利益は前期 比26.0%減の2,611百万円、経常利益は前期比4.2%増の4,287百万円、親会社株主に帰属す る当期純利益は前期比25.8%減の2,007百万円となりました。

事業別の概況は以下のとおりであります。

①物流事業

[日本]

航空輸出は、第1四半期を底に物量が増加しました。特に10月以降は世界的な海上コンテナ不足の影響もあり、自動車関連貨物、電子部品を中心に取扱いが急増しました。海上輸出は化学品・危険品の輸出が堅調、加えて10月より自動車関連貨物の物量も増加に転じました。海上輸入は食品、生活雑貨、家電関連貨物が順調に推移しました。

[アジア]

タイでは自動車関連貨物の回復もあり、航空輸出が増加しました。ベトナムでは電子部品の航空輸出および家電製品の米国向け海上輸出が好調でした。また二輪車の国内配送業務を受注し、収益に寄与しました。インドでは二輪車の国内配送業務が好調に推移しました。

[中国]

香港では航空輸出の利益率が改善、海上輸出は家電製品の取扱いが増加しました。上海では「中欧班列」(中国-欧州間国際鉄道輸送)を利用した欧州向け生活雑貨の鉄道輸送を受注し、収益に寄与しました。

[米州]

海上輸出は日本向け食品輸送が年間を通し順調に推移しました。また、10月以降は自動車関連貨物の荷動き回復に加え、港湾混雑の影響による海上貨物の国内代替輸送が急増し収益に寄与しました。倉庫保管・国内配送業務は米国内巣ごもり需要もあり家電製品の取扱いが堅調でした。

[欧州]

英国では自動車生産工場の生産再開に伴い、10月以降徐々に収益が回復しました。ドイツも10月以降、家電製品の保管・配送業務が回復、自動車関連貨物の荷動きも再開し、航空輸出が増加しました。

これらの結果、売上高は前期比4.9%増の150,565百万円、セグメント利益(営業利益)は前期比65.9%増の4.149百万円となりました。

②旅行事業

新型ウイルス感染症の影響により旅行需要の回復が見込めないなか下期以降親会社への出向者を追加し、さらなるコスト削減に努めました。

この結果、売上高は前期比92.0%減の4,213百万円、セグメント損失(営業損失)は 2,315百万円(前期セグメント利益(営業利益)139百万円)となりました。

③不動產事業

丁事関連の監理業務や駐車場収入が減少しました。

この結果、売上高は前期比12.1%減の1,516百万円、セグメント利益(営業利益)は 前期比12.8%減の776百万円となりました。

事業別の売上高および営業利益

(単位:百万円)

			売」	高		営 業 利 益			
Ĭ I	分	当期	前期	当 期 構成比	前期比 増減率	当 期	前期	当 期 構成比	前期比 増減率
物流	事業	150,565	143,543	96.6%	4.9%	4,149	2,501	158.9%	65.9%
旅行	事 業	4,213	52,603	2.7%	△92.0%	△2,315	139	△88.7%	_
不動產	童 事 業	1,516	1,725	1.0%	△12.1%	776	890	29.7%	△12.8%
報告セグ	`メント計	156,295	197,872	100.2%	_	2,611	3,531	100.0%	_
調整	額計	△379	△485	△0.2%	_	0	△2	0.0%	_
合	計	155,915	197,387	100.0%	△21.0%	2,611	3,528	100.0%	△26.0%

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、土地取得、新倉庫建設など10,177百万円であり、設備投資資金は、自己資金および借入金を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

新型ウイルス感染拡大防止対策の地域差に加え、世界的な半導体不足という不安定要素も加わり、世界経済の先行きは依然不透明な状況が続いています。当社グループの物流事業においては昨年後半から起こった世界的な海上コンテナ不足により航空事業で貨物が急増、国内外とも収益が大きく回復しました。しかしながらこの状況は今後徐々に解消に向かうと予測しております。

このような状況下、当社グループは国内外ネットワークをフルに活かした営業活動を引き続き強力に推進してまいります。国内では第6次中期経営計画重要施策の1つである国内物流施設の再編は順調に進捗しており、新たに立ち上がった3つの倉庫を最大限に活用し収益拡大を図ります。また、2021年7月には新施設である「本牧Aロジスティクスセンター(仮称)」が

稼働予定、この新施設を利用したプラント等大型貨物取扱いの新規受注を目指します。海外においては、中国、アジアでは当面活発な生産活動が継続すると見込まれ、両地域での新規物流需要の取り込みに注力いたします。米州では好調な食品物流を拡大させるとともに自動車関連貨物の底堅い需要を確実に取り込んでまいります。欧州では引き続き拠点再編等、事業環境整備を加速いたします。

旅行事業は、グループ一丸となり事業を継続してまいります。そのために旅行事業再編、事 務所統廃合、人件費・経費削減等、あらゆる手を打ち将来の旅行需要回復期に備えます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い 申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

第112期(当期) (2021年3月期)	第111期 (2020年3月期)	第110期 (2019年3月期)	第109期 (2018年3月期)	分		区
155,915 百万円	197,387 百万円	218,040 百万円	216,924 百万円	高	上	売
4,287 百万円	4,114 百万円	6,584 百万円	6,869 百万円	利益	常利	経
2,007 百万円	2,705 百万円	4,426 百万円	5,210 百万円		会社株主(る当期料	
103円55銭	137円13銭	223円95銭	263円61銭	期純利益	当たり当期	1株計
132,973 百万円	118,678 百万円	120,516 百万円	119,494 百万円	産	資	総
65,848 百万円	60,437 百万円	62,070 百万円	61,041 百万円		資	純

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第109期の期 首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を第 110期の期首から適用しており、第109期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を 遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
株式会社北海道日新	95 百万円	100 %	貨物自動車運送業、倉庫業
日新エアカーゴ株式会社	60 百万円	100 %	航空貨物取扱業、通関業
日 新 産 業 株 式 会 社	50 百万円	100 %	構内作業
株式会社九州日新	450百万円	100 %	倉庫業、貨物自動車運送業
鶴見倉庫株式会社	40 百万円	100 %	倉庫業、港湾荷役事業
日新航空サービス株式会社	450百万円	96 %	旅行業
日中平和観光株式会社	90 百万円	99.99 %	旅行業
板 橋 運 送 株 式 会 社	80 百万円	67.56 %	貨物自動車運送業、不動産業
京浜不動産株式会社	100百万円	94.10%	不動産業
NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A.,INC. (米国日新)	350万米ドル	100%	利用運送業、倉庫業、通関業
NISSIN TRANSPORT GmbH (ドイツ日新)	235万ユーロ	100 %	利用運送業、倉庫業、通関業
日新運輸倉庫(香港)有限公司 (香港日新)	730 万香港ドル	100 %	利用運送業、倉庫業
上海高信国際物流有限公司 (上海高信)	5,450万人民元	25 %	利用運送業、倉庫業
SIAM NISTRANS CO., LTD. (タイ日新)	2,500 万タイパーツ	49 %	利用運送業、通関業

当社の連結子会社は上記記載の重要な子会社を含む53社であり、持分法適用会社は5社であります。当期の連結売上高は155,915百万円(前期比21.0%減)となり、連結営業利益は2,611百万円(前期比26.0%減)、連結経常利益は4,287百万円(前期比4.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,007百万円(前期比25.8%減)となりました。

(6) 主要な事業内容

① 物流事業 国際複合一貫輸送、海外物流、航空貨物輸送、港湾運送、自動車

運送、倉庫、構内作業 他

② 旅行事業 旅行業 他

③ 不動産事業 不動産の賃貸 他

(7) 本店および支店

① 当社の本店および支店

本 店 横浜市中区尾上町6丁目81番地

支 店 東京本社 (東京都千代田区)、大阪事務所 (大阪市中央区)

② 主要な子会社の本店

NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A., INC. (米国)、

日新産業株式会社 (横浜市中区)、日新航空サービス株式会社 (東京都中野区)、

鶴見倉庫株式会社(横浜市鶴見区)

(8) 従業員の状況

	事業	(別の)	区分		従 業 員 数	前 期 比		
物	流	流		業	5,461 名	△149 名		
旅	行		事 業		事		396	△73
不	動	産	事	業	11	+2		
合				計	5,868	△220		

(9) 主要な借入先の状況

				借	入	先					借入額
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	7,036 百万円
株	式		会	社		横	浜		銀	行	4,700
株	式	会	社	Ξ	. ‡	‡	住	友	銀	行	4,310

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式総数 20,272,769株

(うち自己株式 464,138株)

(3) 株 主 数

4,160名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 持株比率
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,084 千株 5.47 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,042 5.26
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	986 4.97
株 式 会 社 横 浜 銀 行	978 4.93
日 新 商 事 株 式 会 社	890 4.49
日本生命保険相互会社	735 3.71
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	649 3.28
日 新 社 員 持 株 会	597 3.01
損害保険ジャパン株式会社	528 2.67
日 新 共 栄 会	527 2.66

(注) 持株比率は自己株式(464,138株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長社長 執行役員	筒井雅洋	横浜航空貨物ターミナル株式会社代表取締役社長
代表取締役事務執行役員	渡邊淳一郎	社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当
取 締 役 専務執行役員	筒井昌隆	事業本部長
取 締 役 常務執行役員	枡 田 建二郎	関東倉庫事業部、海運・港運事業部担当、兼陸運事業 部長
取 締 役常務執行役員	石山知直	A E O統括室、経営企画部、業務管理室、経理部、関係会社管理室担当
取 締 役 常務執行役員	鳥 尾 省 治	関西支社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	中込利嘉	海外本部担当
取締役	藤本進	株式会社東海東京調査センター取締役会長
取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	藤根剛	日新航空サービス株式会社監査役、日中平和観光株式会社監査役
取締役(監査等委員)	小林貞雄	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	増 田 文 彦	神奈川臨海通運株式会社取締役相談役

- (注) 1. 藤本進氏、藤根剛氏、小林貞雄氏および増田文彦氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、 独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部監査部門等との連携強化を目的に、藤根剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 監査等委員である藤根剛氏は中小企業診断士の資格を有しており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 日新航空サービス株式会社、日中平和観光株式会社は当社の子会社であります。
 - 5. 横浜航空貨物ターミナル株式会社、株式会社東海東京調査センター、神奈川臨海通運株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 - 6. 2020年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役筒井博氏は任期満了により退任いたしました。

7. 2021年4月1日付にて、取締役の地位・担当を次のとおり変更しました。

地	位		氏			名	担	当	お	ょ	び	重	要	な	兼	職	の	状	況
取	締	役	枡	\blacksquare	建_	二郎													
取常務	締 執 行 役	役員	鳥	尾	省	治	特命! ビジ! 営業!	ネス゛	ノリ	ュー	ショ	ン営	等等	邬、[) 、 国際	乗総合 営業	第一	業第. -部、	三部、 国際
取常務	締 執 行 役	役 員	中	込	利	嘉	米州和日新和								統轄	、兼	オー	-スト	トリア

(ご参考) 当社の執行役員

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

(2021年4月1日現在)

	地	位			氏	.	名		担当および重要な兼職の状況
常	務執	行 役	員	ı	ф I	鳥	粹	芳	関西支社長
常	務執	行 役	員	į	桒 『	京		智	総務部、法務コンプライアンス室、人事部、安全環境 管理部、総合システム部担当
常	務執	行 役	員	7	桜	‡	哲	男	総合営業第一部担当、兼航空事業部長
常	務執	行 役	員	1	峯		茂	樹	関東倉庫事業部担当、兼海運・港運事業部長、兼陸運 事業部長
執	行	役	員	,	梅る	本	進	_	海上事業部長
執	行	役	員	J	[壽	潤	_	関東倉庫事業部長
執	行	役	員	į	章		征	栄	中国統轄
執	行	役	員	7	木 ‡	त्रं	玉	雄	事業戦略部長
執	行	役	員	į į	稲朋	券	志員	美	関西支社長補佐
執	行	役	員	3	珍 E	\exists		_	アジア統轄、兼タイ日新社長
執	行	役	員	l	ШE	\exists	哲	稔	総合営業第三部、ビジネスソリューション営業部担当
執	行	役	員	-	大久(呆	忠	行	国際営業第一部、国際営業第三部担当、兼国際営業第二部長
執	行	役	員	7	不	皮		淳	東京航空第一部長
執	行	役	員]	北ノ		義	剛	大阪営業第一部長
執	行	役	員	,	森丿		哲	也	アジア本部、中国本部担当、兼海外事業室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である藤本進氏、藤根剛氏、小林貞雄氏および増田文彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	支給総額
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	9名	185百万円	15百万円	200百万円
	(1名)	(7百万円)	(-)	(7百万円)
取締役(監査等委員)	3名	33百万円	_	33百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(33百万円)	(-)	(33百万円)

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く。)の報酬額の総額には、当期の業績に基づき2021年度に支給される見込みの賞与を含めております。
 - 2. 2020年6月24日開催の定時株主総会において決議された賞与として、取締役(社外取締役を除く。) 8名に対し33百万円を支払っております。
 - 3. 2015年6月24日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は年額 360百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員の報酬限度額は年額 50百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記の支給額のほか、平成19年6月27日開催の定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の決議に基づく退職慰労金として、退任取締役1名に対し、171百万円を支払っております。

②業績連動報酬等に関する事項

事業年度毎の会社業績向上に対する意識を高めるため、業績連動報酬として取締役(社外取締役および監査等委員を除く。)に対し賞与を支給しております。

賞与額算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当社連結業績における経常利益等から算出したEBITDAとしております。

業績指標としてEBITDAを選定した理由は、会計基準や設備投資の多寡等に左右されず、当社事業そのものの利益およびキャッシュフローの水準を判断することができるためです。

賞与支給額の算定方法は、過去の業績実績に基づくEBITDAを基準とし、その基準値に対する、前事業年度におけるEBITDAの達成比率に応じて算定された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。

③取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に 関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めており、その概要は以下のとおりであります。

イ) 基本方針

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績向上への貢献意欲を高めるための変動報酬としての當与で構成する。

また、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能させることを目的に、毎月の報酬から一定額を役員持株会へ拠出し、自社株式購入に充当することとする。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

口) 取締役の報酬の決定

- 1) 基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役位、外部調査機関の経営者報酬調査データ等を参考に作成された原案を、社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である指名報酬委員会で審議した後、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重の上、決定する。
- 2) 賞与については、支給額は、支給基準に基づき、業績達成度合いに応じて、基本 月額報酬の0~6ヶ月分の範囲で変動するものとし、一定の時期に支給する。算定 された賞与総額および各取締役への配分案について指名報酬委員会で審議した後、 取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重の上、決定する。

ハ)決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系を構築すべく、決定方針の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月15日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

二)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると 取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役(監査等委員であるものを除く。) および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く。)の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第106期定時株主総会において年額360百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は10名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第106期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長社長執行役員筒井雅洋が 取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており ます。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の配分でありま す。

これらの権限を委任した理由は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は指名報酬委員会へ原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申を尊重の上、決定しなければならないこと等の措置を講じているからであります。

ご参考

(4) 社外役員に関する事項

地位	氏	 名	主な活動状況
			期待される役割に対して行った職務の概要
			当期開催の取締役会17回の全てに出席、議案審議等 に必要な発言を適宜行っております。
取締役	藤本	進	藤本進氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。長年にわたる行政官および企業経営者としての豊富な経験と高い見識を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。
			当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期 開催の監査等委員会9回の全てに出席し、議案審議等 に必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	藤根	剛	藤根剛氏には、当社の指名報酬委員会の委員長に就任いただいております。銀行や企業経営者としての豊富な経験と高い見識や、財務に関する知見を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。
			当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期 開催の監査等委員会9回の全てに出席し、議案審議等 に必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	小 林	貞 雄	小林貞雄氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任 いただいております。長年にわたる金融業界を中心と した経営者としての豊富な経験と高い見識を基に、当 社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご 助言をいただいております。
			当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期 開催の監査等委員会9回の全てに出席し、議案審議等 に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	増 田	文 彦	増田文彦氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。長年にわたる港湾行政における豊富な経験と経営に関する高い見識を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

57百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等 を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意 を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

64百万円

なお、当社の重要な子会社のうち、NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A., INC.、NISSIN TRANSPORT GmbH他3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査(会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る。)を受けております。

- (注) 1. 「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者も含んでおります。
 - 2. 「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含んでおります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の 適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、公正な企業活動を推進するために、その基本方針や具体的推 進策を定めた企業行動憲章およびコンプライアンス関連諸規則を遵守するとともに、研 修や社内掲示などを通じて、コンプライアンスに関する啓発・教育を行う。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス活動の 実践に努めるとともに、内部通報制度を整備し不正行為等の早期発見と是正に努め、コ ンプライアンス経営をより一層強化する。

企業行動憲章では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、断固たる行動をとる旨定め、一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」により役職員に周知する。また、これらの勢力および団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し毅然と対応する。

監査室は内部監査基本計画に基づき、コンプライアンスや職務執行状況の監査を実施し、内部監査の結果を社長および取締役会並びに監査等委員会に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するために内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性を評価し状況を把握する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要事項については、稟議規程および取締役会規程等の 関連規程に基づき稟議書、議事録等を作成し、文書取扱規程により適正な保存および管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスに係るリスク、信用・法務リスク、オペレーショナル・リスクや環境および品質に係るリスクなどの経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社的観点より洗い出し適切な対応を図るため、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および運用を行う。

自然災害等の緊急事態に対しては、安全確保と顧客貨物の保全、および会社財産の損害を最小限に抑え事業活動を早期に復旧させることを目的として、危機管理規程に基づき対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務を組織的かつ効率的に運営することを目的とし、役職員の職務分掌および責任権限規程を定める。また、組織および組織単位の業務分掌を定める規程により、経営組織および組織単位を明確にするとともに、各組織の所管や担当業務の分掌を定める。

取締役の職務執行の効率性を向上させるため、決裁権限規程に基づき、稟議書等により所定の承認を行うほか、重要事項については経営会議で審議したうえで取締役会に諮る。

取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に定められた付議基準に基づき、重要な業務執行を決定する。取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各部門が管轄する具体的な施策および効率的な業務執行体制を決定するとともに、目標達成に向けた進捗管理を行い、その状況は各部門より、定期的に取締役会へ報告させることとしている。

内部統制の強化と業務品質向上のため、業務を指導する専任部署を設置し、グループ 会社も含め、改善に取り組む支援体制を構築する。

⑤ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社は、子会社に業務執行、財務状況その他重要な情報について関係会社管理規 程および日新グループ会計方針に基づき、当社への事前協議や報告を義務づけてい る。
 - 口)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、子会社のリスクについて年度毎にリスク報告書の提出を求め、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理体制を構築しリスクの管理を行うとともに、関係会社管理規程に基づく協議・報告や「コンプライアンス・マニュアル」により情報の共有化を図る。また、緊急事態発生時の子会社との連携・対処について危機管理規程により定める。
 - ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、子会社の効率的な業務執行のため関係会社管理規程にて責任権限を定め るとともに、年度予算等承認された事業計画の執行状況を定期的に取締役会に報告 する。
 - 二)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制

当社は、子会社に企業行動憲章の周知や「コンプライアンス・マニュアル」の整備を求め啓蒙を図る。また、子会社内部監査を実施し、結果を子会社に通知するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

内部監査部門として監査室を置き、当室の所属員は監査等委員会の職務の補助を兼務する。

⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項 ※本京で展の使用人のバラー思動策の思想いたのいるは影響

監査室所属の使用人の任命、異動等の取扱いについては監査等委員会と事前に協議の うえ決定する。

⑧ ⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室所属の使用人の職務は、組織および組織単位の業務分掌を定める規程に定め、 監査等委員会の指示に従う体制を確保する。

- ⑨ 監査等委員会への報告に関する体制
 - イ) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役および使用人は、監査等委員会より事業に係る報告を求められた場合はすみやかに報告を行うものとする。また、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。

社内および社外に設置しているヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報 または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は内部監査についての情報を定期的に監査等委員会に報告する。

口)子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当 社の監査等委員会に報告をするための体制

社内および社外に設置している関係会社ヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は子会社内部監査についての結果を監査等委員会に報告する。

⑩ ⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社を含め使用人がヘルプデスクへの通報または相談を理由に不利益な取扱いを受けない旨を内部通報取扱規則等に規定している。

① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当該費用が監査等委員の職務の執行 に必要でないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担するものとする。

② 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が会計監査人より定期的に監査の状況報告を受けるとともに、 監査室と緊密な連携を保ち内部監査についての情報を活用した監査が実効的に行われる 体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を十分に議論の上決定するとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。

また、コンプライアンス委員会を適宜開催し、当社および当社グループの法令遵守推 進と、違反の未然防止に努めております。

② 内部監査につきましては、他の部門から独立した当社の監査室が、監査計画に基づき、当社および当社グループの内部監査を実施しております。

監査結果は、取締役会および監査等委員会に報告され、コンプライアンスの徹底や業務の改善に反映されております。

- ③ 財務報告に係る内部統制の有効性を評価するため、内部統制評価委員会を設け、実施計画を策定し、計画に基づき当社および当社グループの内部統制評価を行っております。
- ④ リスクマネジメントの目的、体制を定めたリスクマネジメント規則および危機発生時の対応を定めた危機管理規程を整備するとともに、年度毎に当社および当社グループのリスクを洗い出し、対応を図るため、重要リスク管理表を作成しリスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席や稟議書の閲覧等を通 じ、取締役および使用人から事業に係る報告を受け、意思決定や業務執行の監査・監督 を行っております。

監査等委員会は、その職務を補助する使用人を内部監査部門に擁するほか、内部監査 部門および会計監査人と定期的に情報交換等を行っており、監査の実効性の確保に努め ております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営環境の変化や事業展開などを見据え、業績、財務状況、配当性向の水準などを総合的に勘案し、安定的配当の継続を基本に、株主に対する利益還元の充実に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の確立に向け、中長期的見地に立ったグローバルな 事業展開をはじめ、物流施設やIT関連の整備・拡充および財務体質の強化のために活用してま いります。

なお、当社は2006年6月29日開催の定時株主総会において、取締役会決議により剰余金の 配当等を行う旨の定款変更を決議しております。

第112期期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきました。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金28円 総額 554,641,668円 なお、中間配当金として28円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり56円となります。

③ **剰余金の配当が効力を生じる日** 2021年6月8日

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在) (単位:百万円) 科 目 金 額 目 金 科 額 自 部 部 産 **ത** 債 **ത** 資 流 動 産 流 動 負 債 Ω, 金 18,815 支払手形及び買掛金 現 金 及 預 12,501 1年内償還予定の社債 1.000 受取手形及び売掛 29,837 短 期 借 入 7.571 106 材料及び貯蔵 IJ ス 債 2,377 4,885 そ \bigcirc 他 未 法 人 稅 等 1.496 貸 倒 引 当 金 $\triangle 137$ 与 31 金 2.076 与 引 員賞 余 15 合 動 箵 産 計 53.506 \bigcirc 他 6.785 定 資 固 産 流 動 負 債 合 計 33.824 定 形 箵 固 産 定 債 固 負 S, 23.666 社 債 1,000 及 21.825 借 金 長 入 械装置及び運搬 3,939 務 IJ ス 債 3,107 24,721 土 地 長 未 期 払 余 115 そ 他 3,003 債 \mathcal{O} 延 稅 金 負 1.380 職給付に係る負債 4,316 55,331 有 形 固定資産合計 \bigcirc 他 1,555 形 古 定 資 産 無 合 古 定 負 債 計 33.301 504 地 借 権 合 67.125 債 934 純 資 部 産 の そ \bigcirc 他 資 株 主 本 1,438 固定資産合 資 本 金 6,097 そ の 他の 資 産 箵 本 剰 金 4,736 余 16,662 金 資 証 投 有 券 利 益 余 49.208 式 $\triangle 1.512$ 367 白 貸 付 툰 期 金 È 本 合 58.529 資 1.525 退職給付に係る資産 その他の包括利益累計額 413 繰 延 税 金 資 産 その他有価証券評価差額金 5,081 3,838 為 替 換 算 調 整 △173 そ \bigcirc 他 退職給付に係る調整累計額 △108 쏰 $\triangle 109$ 貸 倒 31 金 その他の包括利益累計額合計 4,799 22,697 投資その他の資産合計 非 支 配 株 主 持 分 2,518

純

負

産

資

産 合 計

資

債 純

計

65,848

132,973

79,467

132,973

定

産

資

資

産

合

計

計

(単位:百万円)

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

科目	金	額
売 上 高		155,915
売 上 原 価		127,327
売 上 総 利 益		28,588
販売費及び一般管理費		25,976
営 業 利 益		2,611
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	78	
受 取 配 当 金	381	
持分法による投資利益	173	
助 成 金 収 入	1,254	
そ の 他	396	2,283
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	416	
為	4	
その他	186	607
経 常 利 益		4,287
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	415	
投資有価証券売却益	180	
補 助 金 収 入	56	652
特 別 損 失		
特別退職金	253	
減 損 損 失	242	
投資有価証券評価損	120	
固定資産除却損	35	450
固定資産売却損	1	652
税金等調整前当期純利益	4.050	4,287
法人税、住民税及び事業税	1,858	0.404
法人税等調整額	337	2,196
当期 純 利 益		2,091
非支配株主に帰属する当期純利益		84
親会社株主に帰属する当期純利益		2,007

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,097	4,711	48,298	△1,063	58,043
当期変動額					
剰余金の配当			△1,096		△1,096
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,007		2,007
自己株式の取得				△850	△850
自己株式の処分		24		402	426
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	24	910	△448	486
当期末残高	6,097	4,736	49,208	△1,512	58,529

		その					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	2,621	△0	△1,237	△1,404	△19	2,413	60,437
当期変動額							
剰余金の配当							△1,096
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,007
自己株式の取得							△850
自己株式の処分							426
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,460	0	1,063	1,295	4,819	104	4,923
当期変動額合計	2,460	0	1,063	1,295	4,819	104	5,410
当期末残高	5,081	_	△173	△108	4,799	2,518	65,848

株主総会参考書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	7,652	買 掛 金	9,412
受 取 手 形	420	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,000
上	18,434	短期借入金	3,400
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	15	短期借入金 1年内返済予定の長期借入金	3,392
前払費用	507	関係会社短期借入金	3,970
短期貸付金	11	リース 債 務 🛚	112
関係会社短期貸付金	634	未 払 ま 払 費 用	263
	1,061	未 払 費 用	474
	553	未払法人税等	818
		未 払 法 人 税 等	301
貸 倒 引 当 金	△135	関税運賃等預り金	1,856
流動資産合計	29,156	賞 与 引 当 金	1,368
固 定 資 産		役員賞与引当金	15
有 形 固 定 資 産		流動負債合計	26,385
建物	12,519		20,303
構 築物	849	 	1,000
機 械 及 び 装 置	1,574		21,855
車 両 運 搬 具	248	l リ ー ス 債 務	250
工 具、 器 具 及 び 備 品	177		34
土地	16,754		839
建設 仮勘定	2,403		2.709
有形固定資産合計	34,526		136
無 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産	34,320	長期 未金 銀 そ を 最 を を を を を を を を を を を を を	658
	501	固定負債合計	27,483
ソフトウェア	349	<u>固定負債合計</u> 負債合計	53,869
電話加入権	57	純資産の	部
Team が、代権 その他	397	株主資本	ОР
	1,305		6,097
	1,305	資本剰余金	0,057
投資その他の資産	12404		4,366
投資有価証券	12,404	その他資本剰余金	176
関係会社株式	9,163	その他資本剰余金資本剰余金	4,542
出資金	3	資本剰余金合計 利益剰余金	7,572
関係。会社出資金	1,577		1,524
長期貸付金	281	その他利益剰余金	1,527
関係会社長期貸付金	2,535	固定資産圧縮積立金	1,474
破 産 更 生 債 権 等	74	別途積立金	15,500
長期 前払費用	72	操越利益剰余金	8,603
前払年金費用	1,650	利益剰余金合計	27,102
敷 金	855		△1,471
差 え 保 証 金 の 他	1,283	株主資本合計	36,271
そ の 他	192	株 主 資 本 合 計 評 価 ・ 換 算 差 額 等	30,2,1
算 倒 引 当 金	△91	その他有価証券評価差額金	4,850
投資その他の資産合計	30,002	評価・換算差額等合計	4,850
固定資産合計	65,834	純 資 産 合 計	41,121
<u>U </u>	94.991	<u> </u>	94.991
	プサ,フフ I		3 4 ,331

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位:百万円)

			(丰田・日/川川
科		金	額
売 上	高		98,062
売上	原		84,920
売 上 総	利 益		13,142
販売費及び-	- 般 管 理 費		10,943
営業	利 益		2,198
営 業 外	収益		
受 取	利 息	26	
受 取 配		776	
受 取 賃	貸料	38	
為替	差 益	15	
そ の	他	220	1,077
営 業 外	費用		
支払	利 息	251	
社	利 息	15	
そ の	他	113	380
経常	利 益		2,895
特 別	利 益		
固 定 資 産		372	
投資有価証		180	
補助金		56	610
特別	損 失		
関係会社株		155	
投 資 有 価 証		24	
固定資産		24	205
税引前当	期 純 利 益		3,300
法人税、住民利		961	
法 人 税 等		5	967
当 期 純	利 益		2,333

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

			株	主 資	本			
			資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	次士	その他	資本	±11 1++	その他利益剰余金		
	X1 m	資本 準備金	資本剰余金	剰余金 合計	利益 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	
当期首残高	6,097	4,366	151	4,517	1,524	1,340	15,500	
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
固定資産圧縮積立金の積立						225		
固定資産圧縮積立金の取崩						△91		
自己株式の取得								
自己株式の処分			24	24				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	24	24	_	134	_	
当期末残高	6,097	4,366	176	4,542	1,524	1,474	15,500	

	株主資本				評価・換		
	利益乗	余金					
	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
	繰越利益 剰余金	合計			評価差額金		
当期首残高	7,500	25,865	△1,022	35,458	2,468	2,468	37,927
当期変動額							
剰余金の配当	△1,096	△1,096		△1,096			△1,096
当期純利益	2,333	2,333		2,333			2,333
固定資産圧縮積立金の積立	△225	_		_			-
固定資産圧縮積立金の取崩	91	_		_			_
自己株式の取得			△850	△850			△850
自己株式の処分			402	426			426
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					2,381	2,381	2,381
当期変動額合計	1,102	1,236	△448	812	2,381	2,381	3,194
当期末残高	8,603	27,102	△1,471	36,271	4,850	4,850	41,121

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 日 新取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本哲 也 $\mathbb Q$ 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日新の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日新及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 日 新取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本哲 也 質業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日新の2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

ご参考

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

当監査等委員会は、2020年 4月 1日から2021年 3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から 「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項) を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項 は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社 日 新 監査等委員会 監査等委員 藤 根 剛 ⑭ 監査等委員 小 林 貞 雄 ⑭ 監査等委員 増 田 文 彦 ፡ ፡

(注) 監査等委員 藤根 剛、小林貞雄及び増田文彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主通信(ご参考)

平和島冷蔵物流センターの営業を開始

当社は、東京都大田区平和島に平和島冷蔵物流センターを建設し、本年3月に営業を開始しました。

同センターは、収容能力約2万6千冷蔵トンを有し、マイナス25℃からプラス2℃の範囲で温度設定が可能な食品専用の冷凍・冷蔵倉庫となります。

今後、益々の拡大が見込まれる食品物流へ のニーズに対応し、顧客への営業拡大を図っ てまいります。



・施設概要

名 称:平和島冷蔵物流センター

所 在 地:東京都大田区平和島三丁目2番9号

施設内容:5階建 冷凍・冷蔵倉庫

延床面積:17,829㎡

収容能力:26,341冷蔵トン

主な設備:冷凍・冷蔵倉庫、高床(トラック18

台分)、ドックシェルター (18台分)、 ドックレベラー (8基)、貨物用エレ ベーター (1基)、垂直搬送機 (1基)

|本牧Aロジスティクスセンター(仮称) 竣工

横浜本牧埠頭において、昨年4月に着工しました梱包工場を併設する荷捌き上屋が、本年6月末に竣工を迎えます。

同センターは、梱包機能の強化・輸出事業 の拡大を目的として建設したもので、主な設 備として天井に大型クレーンを2基設置し、 盤石な作業体制を備えております。

梱包から船積までを一貫で行えるサービス の優位性を活かし、営業拡大を図ってまいり ます。



・施設概要

名 称:本牧Aロジスティクスセンター(仮称) 所 在 地:神奈川県横浜市中区本牧埠頭8-1、

9-1の一部

施設内容:平屋建 梱包工場を併設する荷捌き上屋

敷地面積: 14,974.21㎡ 延床面積: 10,085㎡

主な設備: 天井クレーン (40t (20t+20t) ×2基、

20t×1基、10t×1基)

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉			
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
-						

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉					
_								
_								
_								
_								
_								
_								
_								
_								
_								
_								
_								
_								
1						 		

株主総会会場ご案内図



産業貿易センタービル 9階 横浜シンポジア 横 浜 市 中 区 山 下 町 2 番 地 電話 横浜 (045)671-7151

- ■日本大通り駅(みなとみらい線) 3番出口徒歩5分
- ■横浜駅 (JR、市営地下鉄、東急東横線、みなとみらい線、京浜急行線、相鉄線) 市営バス:8/58系統 約15分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分

みなとみらい線:日本大通り駅まで6分 下車徒歩5分

- ■桜木町駅(JR、市営地下鉄)
- ・市営バス:8/20/58系統 約10分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分
- ・市営バス:26系統 約10分 大桟橋下車徒歩1分
- ■関内駅 (JR、市営地下鉄) 徒歩15分 タクシー5分
- ■石川町駅 (JR) 徒歩15分 タクシー5分

